

認 第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和3年8月31日提出

野田市長 鈴木 有

専 決 処 分 書

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和3年7月30日

野田市長 鈴木 有

野田市条例第33号

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例（令和3年野田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、野田市心身障がい者福祉手当支給条例第2条第5号を改め、同号を同条第4号とする改正規定中「から4級までの障がいのあるもの」を「又は2級の障害のあるもの並びに3級又は4級の障害のあるもの」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

参考資料

野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(下線の部分は改正部分)

○ 野田市心身障がい者福祉手当支給条例等の一部を改正する条例(令和3年野田市条例第12号)

改 正 案	現 行
<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 身体障がい者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5 身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の障害のあるもの並びに3級又は4級の障害のあるもののうち20歳未満及び60歳以上のもの。ただし、第2号に該当する者を除く。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>	<p>(用語の意義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 身体障がい者 身体障害者福祉法第15条第4項に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者であつて身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5 身体障害者障害程度等級表に定める1級から4級までの障がいのあるもののうち20歳未満及び60歳以上のもの。ただし、第2号に該当する者を除く。</p> <p>(5)・(6) (略)</p>